

# 地域自治区のイメージ（〔旧〕市町村の合併の特例に関する法律第5条の5）

○「地域自治」の選択肢 ～ ①地域自治区 ②合併特例区 ③地域審議会 ④設置しない

合併協議会により決定



○「地域自治区」の設置

・地方自治法

～ 全エリアに設置、期限の定めなし

・〔旧〕市町村の合併の特例に関する法律

～ 一部エリア（旧市町村単位）に設置可能  
一定期間 → 10年（合併協議会により決定）→現在、令和8年3月末まで延長されている。  
※『新市建設計画』に合わせている。（地方交付税・地方債の特例 10年+延長5年+延長5年）

## ①【合併協議会からの“附帯意見”】

『合併の特例による地域自治区の設置期間において、新市全体における地方自治法による地域自治区の設置を検討されるよう期待する。』

※1 厚田・浜益に置かれた地域自治区は、先駆的なモデル的なもの

※2 地方自治法による市全体で実施するための 検証期間

市全域での実施を目指し検証をする。

## ②

### 地域自治区

- ・合併前の厚田村、浜益村の区域に設置
- ・設置期間は10年（H17.10～H27.9）⇒ 更に+5年+5年延長（～R8.3）
- ・行政組織と位置付けられている

★地域自治区の理念 ～ 住民自治の推進 ⇒ “補完性の原則” に基づく市民の意志を反映した地域経営や特色のある地域事務『市民と行政の協働』

★行政依存型 から 提案型 へ ⇒ 住民の『創意』と『責任』

### 【基本的な考え方】

- 住民の意思を反映した特色ある地域づくり
- 住民自ら考え実践する仕組みづくり
- 地域活動をつなげ、広げる取り組みの展開

## ③

### 地域協議会

- ・地域の意見を地域づくりに反映させる重要な組織
- ・地域自治区の議会ではなく、地域づくりのための審議会的な組織

- 15名以内の委員をもって組織（団体推薦者・識見者・公募）
- 会長及び副会長を1人置く
- 地域協議会の権限（地方自治法202条の7）  
諮問されたもの又は必要と認められるものを審議し、市長等に意見を述べることができる
  - 地域自治区所管事務
  - 市町村が処理する地域自治区内に係る事務
  - 地域自治区内の住民等の連携強化
- 意見聴取事項（協議書第8条）
  - 新市建設計画
  - 過疎地域自立促進計画→R3より過疎地域持続的発展市町村計画
  - 地域振興のための基金の活用

### 【具体的な役割】

- 地域住民の意見・アイデアを聞き取り、情報を共有する。
- 住民と行政との協働による可能性を探る。
- IとIIを合わせて、責任ある地域経営と特色ある地域づくりの方向性を定める。

### 【委員としての役割】

地域住民の夢や想いを聞き出しその実現に向けたお手伝い・サポートをすること

### 事務所

- ・コーディネーター、プロデューサー役（住民の地域づくりへの熱い思いを実現させるべく“お手伝いさん役”）

### 【支所の役割】

- 地域住民の意思を反映した効果的な行政を行う。
- 地域協議会の意見を正確に本庁に伝達する。
- 地域協議会と一体となって協働で地域づくりを推進していく。

### ●住民自治とは・・・

地方公共団体の事務（行政）を住民の意思に基づき行うこと。

### ●補完性の原則

個人が自ら実現できることは個人が行い、個人ができないことを地域住民等（住民・町内会・NPO・コミュニティ組織など）といった小さな単位が行う。さらに小さな単位で不可能なことを市町村、都道府県、国といった大きな単位が順に補完していくこと。

市長

委員の選任

諮問

意見

連携

協働

住民  
・  
町内会  
・  
NPO  
・  
コミュニティ組織